

消防法施行規則及び特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部改正について

予防課

1

消防法施行規則及び特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部改正について

消防法施行令の一部を改正する政令（平成25年政令第368号）による消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）の改正により、令別表第1（5）項イ並びに（6）項イ及びハに掲げる宿泊施設、病院又は診療所及び社会福祉施設（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）について延べ面積にかかわらず自動火災報知設備の設置が、令別表第1（6）項ロに掲げる火災発生時に避難が困難な者を主として入所させる社会福祉施設（介助がなければ避難できない者が多数を占めない施設を除く。）について延べ面積にかかわらずスプリンクラー設備の設置が義務付けられました。

これに伴い、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。）を改正し、令第1条の2第2項に規定する「従属的な部分を構成すると認められるもの」に該当しないこととした防火対象物の用途に供される部分以外の部分における自動火災報知設備等の技術上の基準を整備しました。また、特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成17年総務省令第40号。以下「共住省令」という。）を改正し、火災発生時に避難が困難

な者を主として入所させる有料老人ホーム等の用途に供される部分が存する特定共同住宅等における共同住宅用スプリンクラー設備の技術上の基準について所要の規定の見直しを行いました。

消防庁では共住省令の一部改正案について平成26年12月27日から平成27年1月28日までの33日間、規則の一部改正案について平成27年1月16日から平成27年2月14日までの30日間意見募集（パブリックコメント）を実施し、2月27日に消防法施行規則及び特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令が公布されました。

2 施行期日等

今回の省令のうち、規則の改正規定については平成27年4月1日から、共住省令の改正規定については平成28年4月1日から施行します。

また、既存の特定共同住宅等における共同住宅用スプリンクラー設備の技術上の基準については、平成30年3月末まで従前の規定を適用することとします。

問い合わせ先

消防庁予防課 吉村、新納
TEL: 03-5253-7523